

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年8月31日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	栃木県
3. 市区町村名	栃木市
4. 届出番号	4
5. 独自利用事務の事例番号	108-3
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	https://www.city.tochigi.lg.jp/soshiki/8/2.html

執行機関名 栃木市長

心身障害者の福祉に係る手当等の支給に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
① 事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	軽度又は中等度の難聴児に係る補聴器の購入又は修理に要する費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの
② 番号法別表第1の項	84	
③ 番号法別表第2の項	108	
④ 番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		栃木市行政手続における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第43号)別表第1 第8の項 軽度又は中等度の難聴児に係る補聴器の購入又は修理に要する費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤ 事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第1条	栃木市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業実施要綱(平成26年栃木市告示第65号)第1条

⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)、知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。	第1条 この告示は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づく補装具費支給制度の対象外となっている軽度又は中等度の難聴児の保護者に対し、当該難聴児に係る補聴器の購入又は修理に要する費用(以下「補聴器購入費等」という。)を助成することにより、当該難聴児の言語の習得、教育等における健全な発達を支援し、もって福祉の増進に資することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		栃木市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業実施要綱

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号	栃木市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業実施要綱第7条
②事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付(自立支援医療費を除く。)の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	栃木市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業実施要綱第7条の規定による助成の申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号ロ	栃木市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業実施要綱第7条第2項第3号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号ト	栃木市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業実施要綱第2条第2号
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

備考	
----	--